

## 象牙取引業者の書類送検に関する一連の新聞報道について

6月20日、東京都台東区の古物商の男性社長（35）＝千葉県松戸市＝や客ら計27人（うち1人は死去）と法人としての古物商自体が種の保存法違反（譲り渡しなどの禁止）容疑で書類送検され、警視庁から記者発表が行われました。

その発表を受けて、マスコミ各社がそれぞれ記事を作成し、テレビや新聞、ネットなどで配信しており、皆様にはご心配をおかけしております。ただ、これらの記事の中には明らかに事実と異なる点がありますので、第1報として報告しておきます。

今回の件は、昨年1月に自然環境研究センター（以下、自然研）が登録審査の中で問題があると考えられる申請書を発見し環境省に報告し、自然研からの報告を受けた環境省が警察に通報したことが、今回の捜査、古物商らの書類送検につながったものです。

古物商らの捜査に関連して自然研も今年4月に詳しい調べを受けましたが、その結果として自然研による登録業務に関して違法性はなかったと聞いています。

また、登録申請に際して、自然研が特定の業者を紹介するようなことは全くありません。

この事件は、自然研から環境省へ報告したことがきっかけとなり発見できたと前述いたしましたが、この報告のあと環境省とも協議し、昨年3月からは申請書は申請者本人が作成するよう運用を変更し、また、申請書類の様式の改訂等を行い、虚偽の記述ではないこと等を宣誓し署名していただくように変更しております。

以上となります。なお、詳細については近日中にこのホームページ上に続報として掲載する予定です。